

# 公益財団法人日独文化研究所 公的研究費管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公益財団法人日独文化研究所（以下、「本法人」という。）における公的研究費の管理に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取扱うことを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、「公的研究費」とは、文部科学省又は日本学術振興会等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 本規程において、「研究者」とは、本法人に配分された公的研究費の配分を受けて自らの判断により主体的に研究に携わる者をいう。

3 本規程において、「研究支援人材」とは、本法人に配分された公的研究費により遂行される研究活動の支援・補佐に携わる者をいう。

### (適用範囲)

第3条 公的研究費について、文部科学省又は日本学術振興会等の文部科学省が所管する独立行政法人に別途定めがある場合は、それに従うものとする。

## 第2章 責務

### (本法人の責務)

第4条 本法人又は本法人に所属する研究者が公的研究費の配分を受けて研究を行う場合、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、本法人の関連諸規程の定めるところに従い、公正かつ適正に公的研究費を取扱わなければならない。

### (研究者及び研究支援人材の責務)

第5条 本法人に所属する研究者及び研究支援人材は、公的研究費による学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、公益財団法人日独文化研究所研究倫理規程をはじめとした関連する諸規程に従い、誠実に公的研究費を執行しなければならない。

2 本法人に所属する研究者及び研究支援人材は、公的研究費の配分を受ける際に、公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを誓約する誓約書を提出しなければならない。

### (事務職員の責務)

第6条 本法人の事務職員は、公的研究費による学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立ってい

ることを自覚し、公益財団法人日独文化研究所研究倫理規程をはじめとした関連する諸規程に従い、誠実に公的研究費の管理・運営に当らなければならない。

2 本法人の事務職員は、公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを誓約する誓約書を提出しなければならない。

### 第3章 責任者

(最高管理責任者)

第7条 本法人全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者には、理事長を充てる。

3 最高管理責任者については、その職名を公開する。

(研究統括管理責任者)

第8条 最高管理責任者を補佐し、本法人の目的を実行し実現する研究を遂行するため、本法人の研究全体を統括する研究統括管理責任者を置く。

2 前項に定める研究統括管理責任者をもって、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に定める、本法人の公的研究費の管理・運営を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者とする。

3 研究統括管理責任者の選定は理事会において行う。

4 研究統括管理責任者については、その職名を公開する。

(コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者)

第9条 本法人におけるコンプライアンスの推進について指揮監督を行うため、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 前項に定めるコンプライアンス推進責任者は、本法人における公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。

3 第1項に定めるコンプライアンス推進責任者をもって、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に定める、本法人の研究倫理教育について指揮監督を行う研究倫理教育責任者とする。

4 コンプライアンス推進責任者の選定は理事会において行う。

5 コンプライアンス推進責任者については、その職名を公開する。

### 第4章 コンプライアンス教育・相談

(コンプライアンス教育)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、本法人の構成員に対し、公的研究費の管理・運営に関するコンプライアンス教育を行わなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は、前項に定めるコンプライアンス教育の実施状況・受講状況等につ

いて管理監督するとともに、これを研究統括管理責任者に定期的に報告しなければならない。

3 公的研究費の管理・運営に携わる本法人の構成員は、第1項に定めるコンプライアンス教育を定期的に受けなければならない。

(相談窓口)

第11条 本法人内外からの公的研究費の管理・運営に関する相談を受付けるための相談窓口を、本法人内に設置する。

## 第5章 不正防止

(不正の防止に対する責任)

第12条 最高管理責任者は、本法人における公的研究費の管理・運営にかかわる不正防止対策の基本方針を策定し、不正の防止につとめなければならない。

2 研究統括管理責任者は、前項に定める不正防止対策の基本方針に基づき、研究者や関係部署と連携・協力して不正防止計画をはじめとした本法人全体の不正防止にかかわる具体的な対策を策定・実施し、実施状況を把握・確認するとともに、実施状況について最高管理責任者に報告しなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者は、本法人における公的研究費の適正な管理・運営を促進するとともに、公的研究費の管理・運営にかかわる不正を防止するため、本法人において公的研究費の管理・運営にかかわるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施するとともに、その受講状況について管理監督しなければならない。

4 コンプライアンス推進責任者は、本法人において公的研究費の管理・運営にかかわるすべての構成員が適切に公的研究費の管理・運営を行っているかについて、監事及び監査担当者と協力しつつ適切なモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(公的研究費の適正利用・不正防止にかかわるルールの明確化・統一化)

第13条 最高管理責任者、研究統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理・運営にかかわるすべての構成員にとって分かりやすいよう、関連規程・運用ルール等を明確に定めるようにつとめなければならない。

2 前項に基づいて定められる関連諸規程・運用ルール等と、公的研究費の運用の実態が乖離していないか、最高管理責任者、研究統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、適宜点検・確認するようにつとめるとともに、必要に応じて適切な見直しを実施しなければならない。

(不正防止計画推進部署)

第14条 公的研究費の管理・運営にかかわる不正の防止には、コンプライアンス推進責任者を長とするコンプライアンス推進委員会が当る。なお、コンプライアンス推進委員会については、別に定める公益財団法人日独文化研究所コンプライアンス規程による。

2 コンプライアンス推進委員会をもって、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査の

ガイドライン（実施基準）」に定める不正防止計画推進部署とする。

（調 査）

第15条 公的研究費の管理・運営にかかわって、不正又はその疑いがあり、最高管理責任者が調査の必要があると認めたときは、第三者を含む調査委員会を設置し、調査に当るものとする。なお、調査委員会については、別に定める公益財団法人日独文化研究所研究不正防止規程による。

（処 分）

第16条 公的研究費の管理・運営にかかわって、研究上の不正が確認された場合は公益財団法人日独文化研究所研究不正防止規程により、事務上の不正が確認された場合は公益財団法人日独文化研究所就業規則により処分を行う。

（業者等に対する誓約書提出の義務づけ及び不正を行った業者等への対応）

第17条 本法人の管理する公的研究費にかかわる取引を実施する業者等に対しては、原則として所定の誓約書の提出を求める。

ただし、業者等の選定・発注に際して研究者が一切関与しない場合、また、電子商取引の形態を採用している業者等、業者等との接触自体が困難と考えられる場合は、その限りではない。

2 前項の定めによる誓約書に反して不正な取引に関与した業者等が確認された場合は、取引停止等の処分を行う。

（監 査）

第18条 公的研究費の管理及び事務の取扱について、毎年、内部監査を実施する。

2 最高管理責任者が必要と認めた場合、第三者による外部監査を実施することができる。

3 監査の実施に際しては、公益財団法人日独文化研究所監事監査規程、及び公益財団法人日独文化研究所公的研究費監査規程の定めるところに従う。

（通報窓口）

第19条 本法人の研究活動における不正行為等に関する通報を受付けるための通報窓口を、本法人内に設置する。

2 通報窓口及び通報の取扱については、公益財団法人日独文化研究所研究不正防止規程及び公益財団法人日独文化研究所公益通報者保護規程の定めるところに従う。

## 第6章 公的研究費の適正な管理・運営

（経費管理責任者）

第20条 本法人における公的研究費を含めた研究費全般の適正な管理・運営に当るため、経費管理責任者を置く。

2 経費管理責任者には、事務局長を充てる。

(経費管理担当者)

第21条 公的研究費の適正な管理・運営に当るため、経費管理担当者を置く。

(納品検収)

第22条 前条に定める経費管理担当者は、適正に検収を実施しなければならない。なお、検収の対象・方法等については、別に定める公益財団法人日独文化研究所公的研究費取扱規程による。

(公的研究費の受入・管理及び利息の取扱)

第23条 公的研究費の配分を受けたときは、本法人名義で預貯金通帳を用意し、他の財源とは別の銀行口座等に預貯金して管理するものとする。

2 研究者は、預貯金により生じた利息を、本法人に対して譲渡するものとする。

(適正な執行管理)

第24条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 研究統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、納品検収及び期間を定めて使用する者の勤務実態の確認等の公的研究費管理体制を整備しなければならない。

3 旅費については、公益財団法人日独文化研究所役員、評議員及び職員の出張旅費に関する規程、並びに公益財団法人日独文化研究所公的研究費取扱規程の定めるところに従い、適正に執行しなければならない。

4 公的研究費にかかわる帳票書類・関係書類等については、公益財団法人日独文化研究所事務処理規則の定めるところに従い、適正に保管しなければならない。

## 第7章 雑則

(情報の公開)

第25条 本法人は、公的研究費の管理・運営に関する情報のうち、本規程に加えて、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 本規程の定める責任者の役職
- (2) 本規程の定める相談・通報窓口
- (3) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

(改 廃)

第26条 本規程の改廃は、理事会が行う。

## 附 則

(施行期日)

第1条 本規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 平成27年12月22日、一部改正。

3 平成31年2月12日、一部改正。